

健康保険法等の一部改正に伴う様式および請求方法について

1. 後期高齢の取り扱いについて

- (1) 後期高齢者訪問看護療養費請求書の広域連合殿の前には都道府県名を記載して下さい。
- (2) 後期高齢者訪問看護療養費請求書の広域連合番号欄には別紙 後期高齢者医療広域連合番号を記載して下さい。
- (3) 後期高齢者訪問看護療養費明細書の保険者番号欄には、福島県後期高齢者医療広域連合長より送付の福島県後期高齢者医療広域連合構成市町村の保険者番号を記載してください。
- (4) レセプトの綴り順については国民健康保険医療等と同様に、後期高齢者訪問看護療養費請求書の順(9割・7割・公費)に編綴して下さい。なお、保険者番号の順番は問いません。

2. 国民健康保険等医療の老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書の記載について

- (1) 一般(70歳以上9割)の欄には「8高外1」のレセプトの合計を記載する。
- (2) 一般(70歳以上7割)の欄には「0高外7」のレセプトの合計を記載する。
- (3) 10割の欄には「4六外」と3月診療以前分「4三外」のレセプトの合計を記載する。

3. 国民健康保険等医療の70歳以上9割の平成20年3月診療以前分の取り扱いについて

平成20年3月診療以前分の「8高外9」のレセプトは当月分とは別に老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書を添付して、一般(70歳以上9割)の欄に記載し、下記のとおり箇所を丸で囲んで下さい。

種 別
一 般 (70歳以上9割)
一 般 (70歳以上7割)

4. 平成18年9月診療以前分の「0高外8」のレセプトの取り扱いについては、以前の通知のとおりです。